

日本ゴム精練工業会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は日本ゴム精練工業会と称する。(英語名：JPMA=Japan Polymer Mixing Manufacturers Association)

(目的)

第2条 本会は会員相互の企業の発展と親睦を図ることを以て目的とする。

(事業)

第3条 本会は本部を会長会社に置く。

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行うことが出来る。

1. 生産性の向上、品質の改善、技術の向上等を図る。
2. 必要に応じ学識経験者の講習会を開催する。
3. その他、本会の目的に必要な事業。

第二章 組織

(会員)

第5条 本会の会員はゴム精練加工を営む事業者を以て正会員とし、関連の材料メーカー、機械メーカー等を以て賛助会員とする。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する事業者は理事2名の推薦を得て、理事会の承認をもって会員とする。

(退会)

第7条 本会を退会するものは、理事会の承認を得た上で退会することができる。

(役員)

第8条 1. 本会は次の役員を置く。役員は理事を兼務する。

会長	1名	副会長	1名
会計	1名	会計監査	1名

2. 次の理事を置く。理事 10名以内

第9条 1. 会長会社は理事会において選出し、総会の承認を以て決定する。

任期は1年間とする。但し再選を妨げない。

2. 会長は役員と理事を推薦し、総会で承認を得る。また、副会長は次期会長会社とする。

3. 理事の任期は1年間とする。但し再任は妨げない。

第10条 本会は総会の推薦により顧問・相談役を置くことができる。

第三章 運営

第11条 会長は会務を総括し本会を代表する。

第12条 本会の会議は会長が招集し議長となる。会長に事故あるときは副会長がこれに替わる。

第13条 また、会務の運営、議事録等の作成を行う事務局を会長会社に置く。但し、会長からの要請により前会長会社が事務局を務めることもある。

第14条 本会の解散は正会員の3分の2以上の決議を必要とする。

第四章 会議

(理事会)

第15条 理事会は第8条に定める理事をもって構成し重要な事項を審議決定する。

(総会)

第16条 本会の定期総会は毎年4月に開催する。

第17条 臨時総会は必要に応じ会長が招集し、開催する。

第18条 総会は正会員の2分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席正会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得て決する。

第五章 会計

(会費)

第19条 本会の運営費及び通信費として正会員は年額35,000円を、賛助会員は年額25,000円を納めることとする。

第20条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月末日迄とする。

第21条 会計監査は総会前に実施し、総会にて承認を行う。

第六章 附則

第22条 本会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は別に定める。

第23条 本会則の改廃は総会において審議し決定するものとする。

第24条 本会則は令和2年5月18日に発効する。

日本ゴム精練工業会